

0107A-1

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条 例 世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例
鳥取県木材業者及び製材業者登録条例
副出納長設置及び定数条例
- ◇ 告 示 建築代理業者の登録
建設業者の登録
- ◇ 教 委 告 示 臨時教育委員会の招集

条 例

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例をここに公布する。

昭和三十年十二月二十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十三号

世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例

社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に基きこの条例を定める。

（この条例の目的）

第一条 この条例は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十六条第一項の規定に基き、世帯更生資金貸付事業の助長とその促進を図るための補助金の交付について定めることを目的とする。

（定 義）

第二条 この条例で「世帯更生資金貸付事業」とは、低額所得のため少額の出費等によつて生活を脅かされるおそれのある生計困難者であつて、世帯更生運動の対象世帯として、適切な計画のもとに自立更生の可能性を有し、かつ、その自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な者に対して、資金の貸付を行う事業であつて、社会福祉事業法第七十四条に規定する社会福祉協議会が行うものをいう。

（補助の方法）

第三条 知事は、社会福祉法人であつて、世帯更生資金

貸付事業を經營する前条の社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に対し、その世帯更生資金貸付事業に必要な貸付資金及び事務費について、予算に定める範囲内で補助金を交付することができる。

（補助の条件）

第四条 知事は、前条の補助金（以下「補助金」という。）を交付する際には、世帯更生資金貸付事業の実施について、次の条件を付けることができる。

一 貸付金の種類、貸付金額の限度、貸付方法及び利率並びに償還方法等、貸付に関する業務の方法については、別表の基準によること。

二 貸付の決定に当つては、関係行政機関の職員、民生委員その他学識経験者をもつて構成する世帯更生資金貸付審査会にはかること。

三 貸付金及び貸付金の償還金（利子及び延滞利子を含む。）について特別会計を設けること。

四 貸付に伴う利子のうちから、知事が別に定める一定の率によつて算定する額を欠損補てん金として、

積み立てること。

五 世帯更生資金貸付事業を廃止したときは、知事が別に定めるところにより、補助金（事務費を除く。）を返還すること。

（申請手続）

第五条 社会福祉協議会が補助金の交付を受けようとするときは、補助申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 世帯更生資金貸付事業計画書

二 世帯更生資金貸付所要額調査書

三 世帯更生資金貸付事業資金收支予定調査書

四 社会福祉協議会予算書

（使用制限）

第六条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、その補助金を第三条の補助の目的以外に使用してはならない。

（補助金の返還）

第七条 知事は、補助金の交付を受けた社会福祉協議会

が補助金の使用について、次の各号の一に該当する場合には補助金の交付を取り消し、又はその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 第四条に規定する補助の条件に違反したとき。

二 第六条の規定に違反したとき。

（報告書の提出）

第八条 補助金の交付を受けた社会福祉協議会は、世帯更生資金貸付事業について、事業年度ごとの貸付業務成績書、特別会計歳入歳出決算書、事務費歳入歳出決算書その他事業の実施状況に関する報告書を知事に提出しなければならない。

（委任）

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

世帯更生資金の貸付基準

一 貸付対象

この資金は、低額所得のため、少額の出費等によつて生活を脅かされるおそれのある生計困難者であつて、世帯更生運動の対象世帯として適切な計画のもとに自立更生の可能性を有し、かつ、その自立更生に必要な資金の融資を他から受けることが困難な者に対し、貸付を行うものとする。

二 貸付金の種類、貸付金額の限度、償還期間及び設置期間

貸付金の種類	貸付金額の限度	償還期間	すえ置期間	備考
生業 資金	五〇,〇〇〇円	四年以内	一年以内	貸付期間は半年を超えないものとする。特別の場合には二年以上延長することができる。
支度 資金	一五,〇〇〇円	二年以内	半年以内	
技能修得資金	月額一,五〇〇円	二年以内	半年以内	

三 償還方法

償還は年賦、半年賦及び月賦の方法によるものとする。

四 貸付利率

貸付金の利率は、年三分とする。ただしすえ置期間中は、無利子とする。

五 延滞利子

貸付金の貸付を受けた者が支払期日までに償還金を支払わなかつたときは、延滞元金額百円につき一日四銭の延滞利子を徴収する。

六 保証人

1 資金の貸付を受けようとする者は、保証人をたてなければならない。

2 1の保証人は、資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例をここに公布する。

昭和三十年十二月二十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県条例第三十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例

(この条例の目的)

第一条 この条例は、木材業者及び製材業者の登録を行う、その能力及び動態を明確にし、木材業及び製材業の振興に寄与するとともに、森林資源を合理的に利用して、その保続培養を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 木材 素材(薪炭の用に供するものを除く。)及び製材(単板、合板、床板、銘木及びたる丸等の特殊用材を含む。)をいう。
- 二 木材業者 素材の生産業又は木材販売業を営む者をいう。
- 三 製材業者 機械設備により製材業を営む者をいう。

第三条 木材業者又は製材業者は、この条例の定めると

ころにより知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、毎年三月三十一日までとする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後、木材業又は製材業を継続する者は、更新の登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第四条 前条の登録を受けようとする者は、事業開始後三十日以内又は有効期間満了の日までに、次に掲げる事項を記載した登録申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名)
- 二 営業所又は工場名称及び所在地
- 三 業態の内容
- 四 設備の概要
- 五 その他知事が必要と認める事項

(登録手数料)

第五条 登録(更新の登録を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- 一 木材業者 千円
- 二 製材業者 千円

(登録の実施等)

第六条 知事は、第四条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請書に虚偽の記載があると認めたときの外、これを登録しなければならない。

2 知事は、前項の登録をしたときは遅滞なくその旨を告示するとともに、登録票を本人に交付しなければならない。

(登録の変更等)

第七条 木材業者若しくは製材業者又はその相続人若しくは清算人(合併による解散の場合においては、合併後存続若しくは新設する法人)は、次の各号に掲げる場合においては、その旨を記載した届書に登録票を添え遅滞なく知事に提出しなければならない。

- 一 事業を廃止したとき。
 - 二 木材業者又は製材業者が死亡し又は解散したとき。
 - 三 第四条各号に掲げる事項に異動を生じたとき。
 - 2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、登録の変更、取消その他必要な措置をしなければならぬ。
 - 3 前項の場合には、前条第二項の規定を準用する。
- (報 告)
- 第八条知事が、第一条に掲げる目的を達成するため必要と認めるときは、木材業者又は製材業者に対し、木材の生産量、仕入量、販売量、在荷量等について必要な報告を求めることができる。
- (罰 則)
- 第九条 第三条の規定に違反した者及び同条の登録を受けるため虚偽の申請をした者は、一万円以下の罰金に処する。
- 2 第七条又は第八条の規定による届出又は報告書を提出しない者は料科に処する。

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他従業者が、その法人又は人の業務について前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても前条の罰則を適用する。

(委 任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に木材業者又は製材業者に該当する者は、この条例施行の日から三十日以内に登録の申請をしなければならない。

副出納長設置及び定数条例をここに公布する。

昭和三十年十二月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第三十五号
副出納長設置及び定数条例

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第六十八条第三項及び第四項の規定に基づき副出納長を置き、その定数は一人とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 副出納長定数条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十四号）は、廃止する。

告 示

鳥取県告示第六十六号
鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十二月二十日
鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	本 住	籍 所	事務所名称	業務管理者
------	-------	-----	-----	-------	-------

三八〇	昭和三〇、一一、二四	八頭郡若桜町若桜二六五	右 同	加島建築代理事務所	二級建築士 加島 時藏
三八一	〃 一一、二五	気高郡青谷町河原八二二	米子市角盤町二丁目二六	秋吉建築事務所	二級建築士 秋吉 彌平

鳥取県告示第六百十七号

建築業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

鳥取県知事 遠 藤 茂

昭和三十年十二月二十日

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (に)第四〇二号	昭和三〇年一月四日	城戸工務店	岩美郡岩美町浦富一、四四六	城戸重太郎
〃 第四〇三号	〃 一二月三日	坂口工務店	八頭郡若桜町大字小路	坂口 実

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五十三号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年十二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

一日 時 昭和三十年十二月二十三日午前十一時

一場 所 鳥取県教育委員会会議室

一議 題 昭和三十一年度予算について

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取市東町